

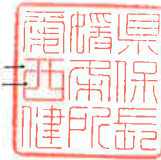
許可番号 03820073148

産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛媛県新居浜市多喜浜六丁目5番25号
氏 名 株式会社コメットクリーン
代表取締役 石村 スミ子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 2年 4月22日
令和 7年 4月10日

1. 事業の範囲

中間処分

破砕・圧縮処分：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず	以上3種類
減容処分：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）	以上1種類
選別処分：金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」	以上2種類
圧縮処分：金属くず	以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

- | | |
|---|----|
| (1) 破砕施設（廃プラスチック類、紙くず、繊維くず） | 1基 |
| 設置場所：新居浜市多喜浜六丁目76番39外 | |
| 許可年月日：平成23年3月9日、22東環第95-2号 | |
| 設置年月日：平成23年12月6日 | |
| 処理能力：42.6t/日（廃プラスチック類） | |
| 34.4t/日（紙くず） | |
| 34.4t/日（繊維くず） | |
| (2) 圧縮施設（廃プラスチック類、紙くず、繊維くず） | 1基 |
| 設置場所：新居浜市多喜浜六丁目76番39外 | |
| 設置年月日：平成31年1月21日 | |
| 処理能力：120t/日 | |
| (3) 減容施設（廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）） | 1基 |
| 設置場所：新居浜市多喜浜六丁目76番39外 | |
| 設置年月日：令和元年7月21日 | |
| 処理能力：0.16t/日（廃プラスチック類） | |
| (4) 選別・圧縮施設（金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」） | 1基 |
| 設置場所：新居浜市多喜浜六丁目76番39外 | |
| 設置年月日：平成22年6月25日 | |
| 処理能力：2.24t/日（「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」の選別） | |
| 4.8t/日（金属くずの選別・圧縮） | |

（裏面へ続く）

(5) 保管施設

5 箇所

設置場所：新居浜市多喜浜六丁目76番39外

保管面積：301.96㎡（廃プラスチック類）

64.80㎡（紙くず）

64.80㎡（繊維くず）

37.44㎡（金属くず）

6.00㎡（「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」）

保管上限：742.0㎡（廃プラスチック類）

98.9㎡（紙くず）

98.9㎡（繊維くず）

52.4㎡（金属くず）

3.6㎡（「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」）

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可

平成17年 4月11日

○変更許可

平成20年 2月21日

（廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）の減容処分、金属くずの圧縮処分の追加）

○更新許可

平成22年 5月19日

○変更許可

平成22年 8月23日

（金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」の選別処理を追加）

○変更届出

平成23年12月 8日

（破碎施設の追加、圧縮施設の処理能力の変更及び保管面積の変更）

○変更届出（破碎施設の処理能力の変更）

平成24年 6月28日

○変更届出（破碎施設の1基廃止及び破碎施設の1基追加）

平成26年11月20日

○変更届出（保管施設の変更）

平成27年10月19日

○更新許可

平成27年10月22日

○変更届出（圧縮施設の変更）

平成29年 1月 6日

○変更届出（圧縮施設の廃止及び追加）

平成31年 1月21日

○変更届出（破碎施設の1基廃止、減容施設及び保管施設の変更）

令和 元年 7月21日

○更新許可

令和 2年 4月22日

○代表者変更（旧：石村 拓己）

令和 3年 7月 8日

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無